

※該当部分抜粋

○防衛省令第十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

防衛大臣 中谷 元

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

第一条・第二条（略）

（防衛省技術研究本部受託試験研究規則の一部改正）

第三条 防衛省技術研究本部受託試験研究規則（昭和三十三年総理府令第二十八号）の一部を次のように改

正する。

題名を次のように改める。

防衛装備庁受託試験研究規則

第一条中「防衛省技術研究本部（以下「本部」という。）」を「防衛装備庁」に改める。

第二条中「本部に」を「防衛装備庁に」に、「防衛省技術研究本部長（以下「本部長」という。）」を

「防衛装備庁長官（以下「長官」という。）」に改める。

第三条第一項中「本部長」を「長官」に、「本部が」を「防衛装備庁が」に改める。

第四条第一項中「防衛大臣」を「長官」に改める。

第五条中「本部長」を「長官」に、「本部の」を「防衛装備庁の」に改める。

第六条から第八条までの規定中「本部長」を「長官」に改める。

第九条中「本部」を「防衛装備庁」に改める。

第十一条中「防衛大臣」を「長官」に改める。

（以下略）